

4 指定施設 審査基準と提出書類

		審査基準	法・施行規則	提出書類例（登録博物館の審査基準に準じる）	申請者チェック用(書類番号等は適宜ご調整ください)	審査結果(教育委員会記入箇所)
	申請書		<p>【施行規則第23条第2項】</p> <p>2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの</p> <p>二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類</p> <p>三 その他指定を行う者が定める書類</p>	<p>1.館則 （目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの）</p>	<p>申請書・・・□</p> <p>別紙0-1・・・□</p>	
○登録の審査にあたっては、必要に応じて当該施設の实地について審査するものとする。	1 ・ 設置者	○法第31条第1項にいうものであること	<p>【法第31条第1項】</p> <p>都道府県・指定都市の教育委員会、国及び独立行政法人以外の者が設置するものうち、本市区域内に所在するもの</p>	<p>①公立博物館</p> <p>1.設置条例</p> <p>2.登記事項証明書</p> <p>②私立博物館</p> <p>1.登記事項証明書</p> <p>など</p>	<p>①公立博物館</p> <p>別紙1-1・・・□</p> <p>別紙1-2・・・□</p> <p>②私立博物館</p> <p>別紙1-1・・・□</p> <p>など</p>	
		○当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第31条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと	<p>【施行規則第24条第1項第1号】</p> <p>当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第31条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。</p>	申請書にチェック	申請書にチェック ・・・□	
	館保管・資料及び博物館に関する資料の調査・研究	○博物館の登録基準に準じる	<p>【施行規則第24条第1項第2号】</p> <p>当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。</p> <p>[博物館の登録基準]</p> <p>○法第13条第1項第3号及び施行規則第19条にいう必要な体制を有すること</p> <p>○博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を有すること</p>	<p>1.運営方針</p> <p>2.事業計画/事業実施報告</p> <p>3.決算書</p> <p>4.職員への研修計画又は実績</p> <p>5.資料目録</p> <p>など</p>	<p>別紙2-1・・・□</p> <p>別紙2-2・・・□</p> <p>別紙2-3・・・□</p> <p>別紙2-4・・・□</p> <p>別紙2-5・・・□</p> <p>など</p>	
	3 ・ 学芸員その他の職員の配置	○博物館の登録基準に準じる	<p>【施行規則第24条第1項第3号】</p> <p>当該施設における職員の配置が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。</p> <p>【施行規則第24条第2項】</p> <p>学芸員に相当する職員が置かれていること。</p> <p>[博物館の登録基準]</p> <p>○法第13条第1項第4号及び施行規則第20条にいう必要な学芸員※その他の職員が配置されていること（※指定施設にあっては学芸員に相当する職員）</p> <p>○館の運営に関して判断と意思決定をできる館長が置かれていること</p>	<p>1.施設図面</p> <p>2.登記簿/契約書等</p> <p>3.防災防犯設備の図面など</p> <p>4.多言語パンフレット、バリアフリー設備の案内図</p> <p>など</p>	<p>別紙4-1・・・□</p> <p>別紙4-2・・・□</p> <p>別紙4-3・・・□</p> <p>別紙4-4・・・□</p> <p>など</p>	
	4 ・ 施設及び設備	○博物館の登録基準に準じる	<p>【施行規則第24条第1項第4号】</p> <p>当該施設の施設及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。</p> <p>【施行規則第24条第1項第5号】</p> <p>一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。</p> <p>[博物館の登録基準]</p> <p>○法第13条第1項第5号及び施行規則第21条にいう必要な施設及び設備が整備されていること</p>	<p>1.施設図面</p> <p>2.案内図</p> <p>3.パンフレット</p> <p>など</p>	<p>別紙4-1・・・□</p> <p>別紙4-2・・・□</p> <p>別紙4-3・・・□</p> <p>別紙4-4・・・□</p> <p>など</p>	
館5 日 数 開	○1年を通じて100日以上開館すること	<p>【施行規則第24条第1項第6号】</p> <p>1年を通じて100日以上開館すること。</p>	<p>1.開館日数の報告/館則</p> <p>など</p>	<p>別紙5-1・・・□</p> <p>など</p>		